

寿都湾

の議会だより

No. 143 平成21年11月

発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

平成21年 第3回定例会

平成21年第3回定例会は、9月15日招集され、町長の行政報告の後、報告2件、同意案1件、意見案2件、専決処分1件、規約の改正3件、単行議案3件、補正予算6件、特別委員会の設置1件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

磯谷診療所・損害賠償請求控訴事件について報告致します。

的に認められた判決となりました。

しかし、中西医師はこの判決を不服として、本年、1月23日、札幌高等裁判所に控訴しました。

控訴人・中西医師の主張は、第一審と同様であり

で、行政報告したとおり、本年、1月9日、函館地方裁判所で第一審の判決が言い渡され、町の主張が全面

まとして、「事務員が行った調剤やホーム看護師の行った注射等に関する診療報酬請求は不正・不当請求には

該当しない。」とし、また、

中西医師は適正な診療報酬請求を怠り行なった結果であつたにも関わらず、「町は中西医師を診療所運営の不可能な状態に追込んだもので権利の濫用にあたる。」等と第一審と同様の主張を繰返したものであります。

これに対し、8月7日、札幌高等裁判所は、中西医師の診療報酬の不正請求や不当請求を認定し、権利の濫用についても、控訴人である中西医師が保険医と



9月27日に大漁・豊漁・ほっけ祭りが道の駅「みなとま〜れ寿都」で開催され多くの来場者で賑わいました。

審議した案件

報告

◆報告第1号

平成20年度寿都町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成20年度の財政状況につき監査委員の意見を付して議会に報告するもので、財政健全化判断比率として一般会計に係る実質赤字比率及び特別会計に係る連結実質赤字比率は赤字の状況ではありません。また一般会計の公債費の元金償還が一部終了したこと等により実質公債費比率は15・9%、将来負担比率は192・6%で、それぞれ前年比で減少しており、ともに早期健全化基準を下回っております。詳細につきましては、広報11月号及び町ホームページに掲載しますので割愛させていただきます。

次に高速無線インターネットサービスの開始について報告致します。

寿都町内において高速インターネット・ブロードバンドサービスが提供されていない地域の格差解消のため、本年7月から無線方式による伝送路整備を行っておりますが、工事が順調に進み、残すところ機器の試験調整のみとなり、予定どおり、10月からサービス展開が図られる状況でございます。

本事業は、国の交付金を財源に寿都町が通信設備の整備を行い、設備の貸与を受けた民間通信事業者がサービス提供を担う「公設民営方式」により事業展開するものでございます。

湯別地区から磯谷地区にかけての高速インターネットは、採算性の関係から民



の2段階で自治体の財政悪化をチェックする仕組みを規定しています。

▽一般会計などの赤字割合「実質赤字比率」に加え、▽全会計を合わせた赤字割合「連結実質赤字比率」、▽標準財政規模に占める借金返済額の割合「実質公債費比率」、▽長期負債額の財政規模に対する割合「将来負担比率」の4指標で財政状況を判断するものです。4指標のうち、一つでも基準以上になると外部監査が強制的に適用されるなどの「早期健全化団体」となり、財政健全化計画の策定を義務付けて改善努力を促す。また将来負担比率以外の3指標がさらに悪化すると「財政再生団体」になります。

◆報告第2号

株式会社 寿都振興公社第21期経営状況報告

平成20年度の事業報告で、入浴者数は11万1千722人。昨年より9千23人の減少。決算では、温泉入館料収入が138万9千円減少となりましたが、コテージの利用収入が前年度より増額したため、全体で50万円程の減少となっております。

◆自治体財政健全化法(略称) 財政破たんを未然に防ぐため、「早期健全化」と「財政再生」

いており、ボイラーなどの維持費や週末にかけての町外利用者の落ち込みが大きいく、厳しい経営状況に悩まされております。



人事案件

◆教育委員会委員任命の同意
・松本晃憲 氏(新栄町再)の任命に同意しました。

専決処分承認の件

◆平成21年度寿都町一般会計補正予算(第3号) ……承認

(賛成9 反対0)

磯谷診療所・損害賠償請求事件につき、民事執行法第63条の規定により、不動産の強制競売継続のため、函館地方裁判所に保証金を支出するための予算補正であり、7月15日専決し、議会の承認を求めたもので

す。

○補正の内容

・不動産強制競売申立事件買受申出保証金 2千万円

規約の改正

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部改正

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の一部改正

◆北海道市町村総合事務組合規約の一部改正

(いずれも原案可決)
(賛成9 反対0)

各組合の構成団体である「上湧別町」と「湧別町」が10月5日に合併し、新たに「湧別町」となることに伴い、団体数の増減について、全構成団体で規約の改正が必要となるものです。

単行議案

◆寿都中学校省エネ改修工事請負契約 ……原案可決

(賛成9 反対0)

寿都中学校は建設から30年が経過し、各教室や廊下、ホール、食堂等の複層ガラスに結露が生じており断熱機能がなくなっていることから、省エネ効果を取り入れ快適な教育環境とするため、ガラス及び一部の窓枠の取り替えを行うものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額 7千98万円

・契約の相手方

寿都町字矢追町50-4

川島組 川島 一恵

・工期 平成21年12月10日

◆寿都町立寿都診療所電子カルテシステム購入契約

.....原案可決

(賛成9 反対0)

寿都診療所で現在利用している紙ベースのカルテに代わり、診療記録を電子上で保存することにより、診察時に本人ID番号により各診察室において直ちにコンピュータの画面上にカルテが出る仕組みとなり、エックス線、CTの画像も一緒に表示されるため、患者の待ち時間の軽減や入院患者の処置の迅速化が図られるものとしてシステムを取得するものです。

・契約の方法 随意契約

・契約の金額

2千389万8千円

・契約の相手方

東京都渋谷区神宮前

1丁目5番1号

セコム医療システム

株式会社

代表取締役 布施 達朗

◆寿都中学校パソコン等備

品購入契約.....原案可決

(賛成9 反対0)

寿都中学校教材パソコンの更新により、ノートパソコンや電子黒板、サーバー機器類、付属品等の一式を取得するものです。

・契約の方法

指名競争入札

・契約の金額

1千522万5千円

・契約の相手方

寿都町字大磯町89番地1

寺門商事株式会社

代表取締役 寺門 義博

補正予算

◆平成21年度一般会計補正予算(第4号).....原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に、9千455万3千円を追加し、総額を41億1千470万8千円とするものです。

○補正の主なもの

・総務費(老朽化に伴う町総合庁舎の耐震診断委託及び2階ベランダ外壁の補修、高速無線機設置工事費助成、風力発電施設実施設計委託等) 4千805万8千円の増

・民生費(障害者自立支援給付費国庫支出金等過年度返還金等) 535万1千円の増
・衛生費(インフルエンザ予防接種費用の助成、女性

特有のがん検診推進事業) 120万4千円の増

・商工費(景気対策プレミ

・アム商品券発行事業補助、グリーン家電普及事業補助) 738万4千円の増
・教育費(給食センター大型冷蔵庫及び(仮称)寿都町食育センター備品購入等) 2千980万6千円の増

◆平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号).....原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に1千703万8千円を追加し、総額を4億8千503万8千円とするものです。

○補正の主なもの

・基金積立金550万円の増
・国庫支出金等過年度返還金1千153万8千円の増

◆平成21年度老人保健特別会計補正予算(第1号).....原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に432万8千円を追加し、総額を552万8千円とするものです。

○補正の主なもの

・支払基金交付金等過年度返還金432万8千円の増

◆平成21年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号).....原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に355万9千円を追加し、総額を3億8千585万9千円とするものです。

○補正の主なもの

・国庫支出金等過年度返還金355万9千円の増

◆平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2号).....原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に300万円を追加し、総額を1億6千580万円とするものです。

○補正の主なもの

・施設費(仮称寿都町食育センター建設に係る配水管布設工事) 300万円の増

◆平成21年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号).....原案可決

(賛成9 反対0)

予算総額に700万円を追加し、総額を3億8千370万円とするものです。

○補正の主なもの

・維持管理費(シークリン寿都逆洗排水槽汚泥汲取) 200万円の増
・合併処理浄化槽費(合併処理浄化槽設置工事費) 500万円の増



特別委員会を設置

(議員全員で構成)

■新エネルギー事業計画特別委員会

現在、町内で9基の風力発電が稼動し、その売電収益は町の振興発展のための貴重な財源となっております。

町では21年度から3年間の計画で、風太風力発電所の近くに、更に2千kw級の風車2基を増設することとして関係機関と協議を進めておりますが、電圧変動対策等もあり、約19億円程度の事業費が見込まれております。

事業の運営や採算性等について審議することを目的に、議員全員(10名)をもって構成する「新エネルギー事業計画特別委員会」を設置いたしました。

特別委員会の正副委員長は次のとおりです。

- 委員長 小西正尚委員
- 副委員長 沢村国昭委員



意見書可決 関係大臣等へ送付

●意見案第1号

道路の整備に関する意見書

(賛成9 反対0)

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年9月15日提出

提出者

寿都町議会議員 木村親志
寿都町議会議員 山本喜彦

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に180の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であります。

また、冬の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取



り巻く課題は多分にあります。

以上のことから、高規格

幹線道路から住民に密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特に、未整備の道路(ミッシングリンク)の状況にあり、全国に比べて大きく立ちおくれ

ている高規格幹線道路ネットワークの早期形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上で不可欠であります。

こうした中、地方財政は全国的な景気後退とともに税収が大きく落ち込むなど極めて厳しく、道路特定財源が一般財源化された現在、今後の道路整備は、国、地方などの適切な役割分担のもと必要な予算を確保するとともに従来を超えるスピードをもって推進することが重要であります。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請致します。

記

一、高規格幹線道路ネット

ワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間について早期事業化を図ること。

二、地域の暮らしを支える道路整備に必要な予算を確保するとともに、除排雪や適時適切な修繕など増大するストック維持に対する支援の拡充を図ること。

三、今後の事業評価に当たっては地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など地域にもたらされる多様な効果を総合的に評価すること。

四、道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、地域活力基盤創造交付金制度のさらなる充実と必要額の確保を図ること。

五、地方の財源負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出致します。

北海道寿都郡寿都町議会(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

●意見案第2号

後志地域の実情等に配慮した道路整備に関する意見書

(賛成9 反対0)

本件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成21年9月15日提出

提出者

寿都町議会議員 山本喜彦
寿都町議会議員 木村親志

道路は、住民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から市町村道に至るまで、道路網の整備は中長期的な視野に立つて体系的かつ計画的に整備が推進されるべきであります。

後志地域につきましては、大都市・札幌市と、函館市など道南圏との中間に位置しており、道央圏と道南圏を結ぶネットワークを形成する上で、道内でも重要な位置にあります。

また、豊かな自然に恵まれ、質の高い新鮮な農水産物を全国に供給する食料生産基地としての役割を担っており、同時に四季を通じて潤いと安らぎを供給する滞在型観光レクリエーション基地として、特色ある地域

づくりが進められております。

しかしながら、後志地域の道路事情は、骨格となる高規格幹線道路が未整備であることから、道内の各圏

域間との交流・連携強化、地域経済の活性化、救急医療・災害時の代替ルートの確保を図るため、高速道路の早急整備が最重要課題となっております。

加えて、除雪などの維持管理や道路・橋梁などの老朽化に対応するため、計画的な維持更新を実施し、安全性・耐久性を高めることも極めて重要であります。

このような状況の中、政府及び関係機関においては、後志地域の道路整備の実情を十分に踏まえた上で、引き続き道路整備に必要な予算を確保し、着実に道路整備が推進されますよう、下記の事項について特段の配慮を強く要望致します。

記

一、活力ある地域づくりを推進するための道路整備の促進を図るものとし、「社会資本整備重点計画」に基づき、道路整備を着実に推進すること。

二、冬期交通における安全性の確保、交通事故対策、

自然災害時の交通機能の確保など幹線道路から生活道路に至るまで、地域の暮らしを支える必要な道路整備を推進すること。

三、道路事業の評価にあたっては、現行の費用便益で判断するだけでなく、救急医療や観光、地域活性化、安心・安全、冬期における移動の確保など地域にもたらされる様々な効果を考慮し、総合的な事業評価手法となるよう検討すること。

四、北海道横断自動車道(黒松内―余市間)事業着手のため、所要の手続きを早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出致します。

北海道寿都郡寿都町議会(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

議会の傍聴はお気軽に

12月に、
定例議会
が開かれます。

日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(☎ 62-2511)



ここが聞きたい

一般質問

第3回定例会での一般質問では2名の方から4項目について質問がありました。

岡部 武 議員

福祉 介護保険制度について



質問

4月から厚生労働省は介護保険サービスを一層、利用制限する制度改革をスタートさせました。余りにも実情とかけ離れた要介護認定の新基準は関係者や家族に衝撃を与えました。例えば「座位保持」の調査項目では「10分間程度」の保持力が期待できるかどうかの基準を「1分間程度」に、「移動」の項目では重度の寝たきりで過去一週間移動の機会そのものがない場合でも「介助されていると判定」。「買い物」の項目では代金を払いさえすれば余分なものをいくら買っても「出来る」と判断されています。こんな基準に変えられれば

要介護の認定が引き下げられ、必要なサービスが受けられなくなる事は目に見えています。実際に厚生労働省は4月から5月に実施した全国調査で介護保険サービスを受けられない「非該当」と認定された人の割合は、前年度の3倍近くに及んでおります。前年より軽度と認定された人も増えていきます。そこでまず第一に4月以降の本町における介護保険サービスの利用制限が具体的にどのようなように出ているか伺います。

員の内部文書を暴露しての追及について要介護認定新基準の大幅な見直しを決めました。第二に、この厚生労働省の新基準の大幅見直しの内容を伺います。

介護関係者や家族の願いは必要な介護を安心して受けられるようにしてほしいということです。そのため日本共産党は先の総選挙でも制度改革の白紙撤回、サービスの利用を制限する要介護認定制度の利用制限そのものの廃止、現場の専門家の判断で必要な介護を提供できる制度への改善を求めます。介護保険制度は保険料や利用料が高すぎ、施設整備に遅れている上、厳しい利用制限による「介護の取り上げ」を進めてまいりました。そこで第三に、必要な介護を安心して受けられる制度にするため、どのような見直しが必要であるか伺います。

町長

1点目の「要介護認定の新基準」のご質問でありますが、国は本年4月から導入した要介護認定制度を改め、一次判定の調査項目を82項目から74項目に減らし、また、座位保持などの心身の状態など、要介護認

定の認定調査項目や調査方法を見直し、新たな基準で判定するように改正を致しました。

新基準による判定結果は心身の状態が変わらないのに認定が軽くなるなど、従来の介護度より軽度化され、今まで受けていたサービスが縮小されるなどの問題が生じたため、国は見直しをする、それまでの期間、新基準による判定が、更新前の介護度より低くなった場合、更新前の介護度で引き続きサービスを受けられる経過措置を講じました。

本町では新基準による更新件数が69件あり、その認定結果で介護度が上がった方が9名、変更のなかった方が44名、下がった方が16名おりましたが、認定の軽度化した方については、この経過措置の適用により、サービス低下となる方はおりませんでした。町としても毎月実施している「ケアマネ連絡会」や「地域ケア会議」で利用者のサービス状況を迅速かつ的確に把握し、安定したサービス提供を図ってまいります。

2点目の「要介護認定新基準の大幅な見直し」についてであります。国は、本年4月からの要介護認定方法の見直しの影響について、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」で検証を行い、その結果、本年10月1日以降の申請から、新たな方法による要介護認定となり、「経過措置」については、9月末で廃止することとなりました。

10月からの、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」の見直しの内容については、要介護認定調査の74項目のうち43項目の基準を見直すこととしたものであり、具体的には、「座位保持」の項目では、座位の状態が「1分間」程度保持できれば「できる」としていたものを、「10分間」程度保持できれば「できる」、腕が肩まで上がる



と麻痺は「ない」となっておりますが、これものの経過措置の適用により、サービス低下となる方はおりませんでした。町としても毎月実施している「ケアマネ連絡会」や「地域ケア会議」で利用者のサービス状況を迅速かつ的確に把握し、安定したサービス提供を図ってまいります。

今回の修正で一部見直しといたように、日常の心身の状態の見直しや、普段の生活状況を家族からの聞き取り、一次判定に反映できるように変更されることになっております。この修正案でシミュレーションした結果、要介護度別の認定割合は、ほぼ改定前の割合になったということです。このあたり、適当な時期に再度、「検証・検討会」の中で見直し後の認定結果を検証することとされているようにありますので、その結果を注視してまいります。

3点目の「必要な介護保険制度の見直し」についてであります。平成12年度に介護保険制度が開始され、制度の定着化が進み、要介護認定者、サービス利用者も制度導入時と比較すると大幅に増加しており、今後も高齢化の進行とともに、利用意向についても変化していくことが予想されます。このため、サービスの供給体制の整備、質の高いサービスが円滑に提供される環境づくりが重要であり、高齢者の方が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を

営むことができるよう、居宅サービスを中心とした、サービスの基盤整備が不可欠なものと認識しております。

誰もが、安心して利用できる介護制度の見直しを図られるよう、国や関係機関に強く求めてまいります。

■再質問

いよいよ16日から新政権が確立されるようであります。ただこの新政権連立の合意事項の中に「障害者自立支援法の廃止」と言う事が合意されています。ですから当然それに沿って「廃止」という方向できつと行くでしょう。私は何としても障害者の障害が重いほど負担が重くなるという「利益負担」というのは是非止めてほしいのと、利用料はこういう障害者には無料にするという点が一番必要ではないかと思えます。ただ障害者が本当に人間らしく生活できるという全体的な法律「障害者福祉法」といいますか、新たな観点で介護保険を含んだ対策が必要かと思えますけれど、その点町長どのように考えているかも一度伺いたいと思います。



●町長

障害者の方が人間らしく生活できるというのが一番望ましいというのが、私も岡部議員の意見に同感しております。ただ国でやるべきもの、又、地方自治体でやるべきもの、この住み分けについて、やはりもっと国が行うべきものを強化していくという事も一つではないかと思えます。ただ、いろいろな財政問題を含めた中で、思いどおりに財政が伴えば一番幸せな事だと私も存じ上げておりますけれども、その全体的な考え方を通してできるだけ基本的な理念は障害者の方が人間らしくという思いをしつかり持つた中で行政運営をさせて頂きたいというふうに思っております。

岡部 武 議員

医療 細菌性髄膜炎予防ワクチン接種の助成について

■質問

細菌性髄膜炎は脳脊髄液の中に細菌が入り込み炎症を起こす病気で日本では毎年約千人の乳幼児が罹っています。死亡率は約5%、後遺症が残る場合も約20%あると言われています。世界保健機関は11年前に乳幼児へのワクチン無料接種を推奨していますが日本ではまだ接種が任意のままとなつています。通常必要とされる4回の接種にかかる費用は約3万円で子育て世代に大きな負担となつております。現在このワクチン接種への助成を道内では浜頓別町・幌加内町・栗山町などで行っております。全道的にそれが広がってきております。この細菌性髄膜炎予防ワクチンの定期接種化と接種費用の助成を本町でも実施出来ないか伺います。

●町長

「細菌性髄膜炎予防ワクチン接種の助成」についてお答えいたします。細菌性

髄膜炎につきましては、インフルエンザのb型菌などが脳に感染する感染症で、日本では年間約千人の子ど

もが罹り、そのうち約5%が亡くなり、約25%が重い後遺症が残ってしまう病気でありま

す。インフルエンザのb型菌は、その頭文字を取ってヒブと呼ばれており、子どもの細菌性髄膜炎の原因菌は約6割がヒブと言われております。ワクチンによつて、予防が可能ということで、2008年12月にワクチンの輸入が認められて、国内接種が可能になりました。



ワクチンの接種は数回必要であり、それに伴う自己負担が、3万円ほどになるとのこと、全国で19市区町村の自治体が助成をしている状況ですが、国内での需要が拡大し、ワクチンの供給が間に合わないことから、医療機関での確保が難

しいのが現状であります。なお、今後の供給見通しを踏まえながら、予防医療の観点から前向きに検討してまいります。

■再質問

「前向きに検討する」と言いますから、期待して今後待ちたいと思います。ただ本町はお年寄りに対して全道に先駆けて「肺炎球菌ワクチン」やっているんです。非常に私は高く評価しております。そういう点でもう少し進めて、お年寄りだけでなく、乳幼児に「ヒブワクチン」を助成してあげたら、「町長さん、本当にお年寄りや子供に温かいな」とこういうふうに受けるんではないかと私は思う

岡部 武 議員

食育 学校給食について

■質問

本町の学校給食センターは老朽化が進んで、その管理・維持にも困難をきたしていました。施設・備品等の不備で学校給食内容の改善で一部取り組めない面がありました。この程、国の地域活性化臨時交付金を

んです。あえて提案したいと思えますけれども如何でしょうか。

●町長

少子化の中でやはり子供というのは日本の宝でもありますので、これは国がちゃんとやるというのが基本ではないかと思えます。ただその中でいきなり国が出来ないという話でありましたら、私どもの寿都町にとつても宝ですので、利用料が3万円というのは、かなりの保護者の負担になりますので、今「3万全部OK」とは明言できませんけれども、前向きに検討させて頂きたいというふうに思っております。

活用して学校給食センターを食育センターと名称も改め、4億1千万円ほどの予算で新施設にすることが決まりました。そこで第一にこの新施設の着工時期、活用開始時期、施設全体の概要を伺います。

第二に、この新施設の名称を学校給食センターから

食育センターという名称にする理由を伺います。

この機会に学校給食全体についても伺います。学校給食法が制定されてから2009年の今年で55年が経過しました。60歳後半の世代も給食体験者であり、そういう意味からも学校給食に対する国民の関心は社会的・公共的なものとなっています。今この問題での関心は、「食・学校給食の安全性問題」、「地方自治の財源難に伴う学校給食関連予算の削減問題」、「貧困格差社会の中での給食問題」、「子供・青年の食生活の歪みや健康問題」、「食育基本法への対応や食育基本法の在り方問題」、「地域農林漁業振興問題」の多岐に渡っています。「食問題」は言うまでもなく国家・社会・人間の「安全保障」の根幹を成すものです。それゆえに学校教育と食育の充実化はこれまで以上に国民的な関心事になって行くでしょう。1954年の学校給食法制定以来、地域や学校現場で多様に展開してきた「食教育」ですが、全体の流れは給食が「食事の提供」から「食の教育」の場へと重心を移してきたと言えます。従来にも増して

学校給食を生きた教材として、食教育を充実させることが学校給食の今日的な意義であり、課題ではないでしょうか。そこで最後に教育長に伺いますが、学校給食や食教育の現状と今日的意義、今後の課題について見解を伺います。

●教育長

学校給食センターについては、着工時期については本年11月上旬を予定し、活用開始時期は、来年度町内小中学校、夏季休業明けの8月中下旬を目途に供用開始を目指しております。

全体の概要は木造平屋建て、総面積563・2㎡。衛生管理の徹底を図るためのドライ方式となり、深夜電力を一部有効活用したオール電化で小中学校を対象に400食を提供します。総事業費は4億1千7百万円となり、内訳については委託料2千万円、工事請負費3億8百万円、備品費8千9百万円となっております。

施設名を給食センターから食育センターに変えた理由については、この度補助を受ける林野庁の森林整備加速化林業再生事業制度の

対象となるためには一定量の木材を使用すること、児童・生徒や町民との交流の場に位置づけ、イベントなどを通じ、木育や食育を体験できること、見学室・研修活動室等の機能を有することなどが補助要件となっているため、現時点では仮称寿都町食育センターと称し、寿都町学校給食センターとして活用することに致しました。

学校給食の現状と今日的意義については、現状としては昭和55年に建設された現在の衛生基準に対応が難しい老朽施設となっており、276㎡で約300食を完全に細心の注意を払いながら運営を行っています。長年の懸案であった滞納問題



や残食の増加傾向については、一定の改善が図られておりますが20年度の滞納等については1件となっております。

意義といたしましては、岡部議員から今述べられました、平成19年度から食に関する指導を行う栄養教諭が制度化され、本町でも食育教員と給食センター栄養士を兼務し、食育の推進に努めております。また、学校給食法において昨年度後半に改正が行われ、児童・生徒における心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断を行うことで学校における食育の推進を図るとされ、食育に関する推進が強く求められています。

今後の課題としては、安全・安心等の面で食物アレルギー児童生徒への個別対応が課題となっており、本町では4件への対応に当たっておりますが増加傾向にあり、個別的にもアレルギー対象メニューが増えているのが現状で個別対応への作業の増加が必要となってきました。

食育の観点では地産地消の推進にも工夫を重ねてまいりましたが、地域事情から食材にも限りが見え始め

ており、更なる工夫が必要だと考えております。

当センター新築を機に平成14年度より要望のあった、寿都高校へ給食の提供をするため、寿都高校との連絡調整を既に実施しております。この度の新築につ

環境

越前谷由樹 議員

風車の健康被害について



■質問

環境にやさしい「クリーンエネルギー」として注目を集めている風力発電施設の近隣住民が頭痛やめまいなどの健康被害を訴えるケースが全国各地で相次いでいます。風車の低周波音などとの関係が指摘されており、国（環境省）はそうした地域の現地調査を実施し、因果関係の解明に乗り出すとの事であります。

我が町も本格的に平成15年から風力発電を運転開始している状況にありますが、こうした付近住民の健康について定期的に調べてみる必要があると思えます。

寿の都風力発電は平成15年12月から、風太風力発電は平成19年10月からそれぞ

いては調理作業が一変し、器具の取り扱いや調理方法についても十分な研修が必要と思われますので、諸事について円滑な給食運営をスタートさせるための準備に努力してまいりたいと思います。

れ運転開始しており、本町の貴重な自主財源の確保を担っておりますが、健康被害がなければならぬに越したことはないわけですが、地域住民の健康は何よりも優先されるべきものでありますので、調査は必要ではないかと思えます。特に愛知県では既に被害者の会が設立されているとも聞いております。また、風力発電は環境アセスメントから外れていることもあります。国は風車と居住地域等との適切な距離や健康被害との因果関係の解明に努めるの方針でありますので、今後は十分に国の調査と情報を入力していくことが必要だと思えます。調査後は調査結果を住民に説明していくことも必要だと思えます。付近住民の健康について定

期的な調査をしてみる必要があると思いますので町長に伺います。

●町長

本町においては、平成元年に小規模ではありますが自治体として初めて、寿都中学校の裏山に風力発電所を建設以来、「環境にやさしい、クリーンなまちづくり」のシンボルとして、風力発電所の建設に取り組んでまいりました。

現在は、湯別地区に230KW1基、浜中地区に600KW3基、歌棄地区に1千990KW5基の、合せて9基、総定格出力1万1千980KWの風力発電所が稼動しており、現在までほぼ当初計画どおり順調に推移しているところであります。

歌棄地区の風太風力発電所建設に当たっては、平成16年度に専門業者による事前環境影響調査を行い、騒音・電波障害・景観・生態系、自然環境について各調査を実施いたしました。

その結果、騒音については環境基準値以内であり、電波障害や景観・生態系、自然環境への影響についても、特に大きな問題は無いということで、計画通り建設に至ったところであります。

す。

また、建設後の事後調査についてであります。平成19年10月に、電波障害や騒音について調査を行ったところ、風車稼動時の騒音については、平均45〜50デシベル程度と、「静かな住宅地の昼の騒音」と同等のレベルであり、大きな問題はありませんでした。

その調査結果を踏まえて、平成19年12月に住民説明会を行いました。特に健康被害の状況については確認されなかったところであります。

なお、国内の一部において、風力発電所周辺住民の低周波音による健康被害という情報もあることから、国や地域で行われている調査結果等も注視しながら、今後の建設計画を進めて参りたいと考えております。

■越前谷議員

再質問ではございませんけれども、地域住民の健康状況について調査を要望いたします。質問を終わります。



議 会 日 誌

(平成21年第2回定例会以降)

7月

- 2日 国道229号余市・岩内・島牧間整備
促進期成会総会・要望会 (小樽・札幌 瓜生議長)
- 14日 第4回臨時議会・全員協議会 (全議員)
岩内・寿都地方消防組合議会臨時会 (沢村議員)
- 15日 寿都神社例大祭本祭 (瓜生議長 他)
- 16日 第15回後志町村議会議員パークゴルフ大会
(余市町 議員多数)
- 17日 寿都神社 宵宮祭 (瓜生議長 他)

8月

- 3日 宮本とおる 岩宇・南後志総決起大会
(岩内町 中里総務常任委員長)
- 5日 小樽建設協会長、寿都建設協会長が来訪
(瓜生議長・小西副議長)
- 17日 例月出納検査 (沢村議員)
はちろ古雄 衆議院議員出陣式 (小樽市 瓜生議長)
- 27日 後志管内町村議会議員研修会 (倶知安町 議員多数)
- 28日 全員協議会 (全議員)、
総務常任委員会・産業常任委員会 開催
- 29日 湯別町・湯出神社宵宮祭 (瓜生議長 他)

→産業常任委員会
町内所管事務調査(9/3)



9月

- 3日 産業常任委員会町内所管事務調査 (木村親志委員長、
山本副委員長、岡部委員、小西委員、越前谷委員)
- 7日 総務常任委員会町内所管事務調査 (中里委員長、
沢村副委員長、岡部委員、石澤委員、木村真男委員)
- 10日 議会運営委員会 (岡部委員長、中里副委員長、
小西委員、木村親志委員、山本委員)
例月出納検査 (沢村議員)
- 11日 寿都町敬老会 (瓜生議長 他)
- 13日 寿都消防団消防演習 (瓜生議長 他)
- 15日 第3回定例会 (全議員)・全員協議会
- 30日 美幌町議会・総務文教厚生常任委員会 (7名) が
地域医療視察のため来町 (瓜生議長)

10月

- 2日 功労者表彰審議委員会 (瓜生議長)
- 7日 20年度各会計決算審査 8日まで (沢村議員)
山形県長井市議会革新クラブ (3名) が風力発電
事業視察のため来町 (瓜生議長)
- 16日 札幌寿都会創立50周年祝賀会 (札幌市 小西副議長)
- 23日 例月出納検査 (沢村議員)

→総務常任委員会
町内所管事務調査(9/7)



編集後記

8月に後志町村議会議員研修会が開催され、「のりゆきのトクD.E北海道」のリポーターとして活躍中のフリーアナウンサー、徳永エリ氏による「今どき、心のケアの必要性」と題する講演が行われました。

講演ではご自身の体験を通して、職場や組織の中で、「うつ」という現代の心の病を発症する人が増えている実態を紹介し、心のケアの重要性を述べ、心と体さえ健康であればきつという時がやってくると話されました。

講演を聴いて、心の健康の大切さということを感じるとともに、個人だけの問題ではなく、町村自体が「うつ」になったら、と一瞬不安を覚えたものです。

議会だより143号をお届けします。

今回は平成21年第3回定例会の内容についてお知らせ致しました。

季節は冬に向かっていきます。一段と寒さが厳しくなりそうです。新型インフルエンザや風邪にかからないよう健康には十分気を付けてください。